

## 覚醒剤原料研究者指定証再交付申請書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により、覚醒剤原料研究者の指定証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
研 究 所	所 在 地		
	名 称		
再交付申請の事由及びその事由の発生年月日			